

令和4年度社会福祉法人長生園事業計画

1) 法人

かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、人々の生活の場面において、支え合いの機能が存在しました。社会福祉制度はこれまで、社会の様々な変化が生じる過程において、高齢者、障害者、児童など属性別に発展をしてきたが、高齢化や人口減少が進み人々の生活領域における支え合いの基盤の脆弱化で社会構造が変化し、福祉ニーズの複雑化や制度の谷間への対応も課題になっている。そうした中、属性を問わず包括的に対応する地域共生社会に向けた改革が求められている。

本園は、今年創設66周年を迎える。これまでに多くの先人の方々が高齢者の生活課題を見出し問題解決の道なき道を切り開き、医療をはじめ施設の拡充を進め、地域の課題や高齢者の幅広いニーズに切れ間なく地域包括ケアシステムの大綱を担い、高齢者福祉の推進に寄与し、時代に合わせた働き方の多様化に融合した雇用や弾力的に職員処遇改善を進め、長く安心して働ける職場と環境づくりに取り組んできた。

本園がこれまでに努力を重ねてきたその礎のうえに、これからの地域共生社会に向け、さらに職員が一体感と躍動感のある職場環境を目指し、重要な法人理念の浸透や職場内コミュニケーションを活性化させ、職員が定着・活躍できる組織を作るために職員の特徴や強みをしっかり把握し、それぞれがやりがいを持って業務が行えるよう、社会福祉法人長生園理念浸透サーベいの推進に取り組んでまいりたい。

地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律に基づき、令和4年度から新たな法人制度として、事業者間の連携・協働と中小規模法人の経営基盤の強化に、社会福祉連携推進法人制度の施行が予定されている。他方では、令和5年度より児童虐待やいじめなど子供に関する諸政策を一元的に担う、こども家庭庁を創設する予定でもある。この改正や創設で、地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者に限らず、生活上の困難を抱える障害者や子供などが地域において自立した生活が送れることができるよう、関係機関や社会福祉事業を営むNPO法人などと連携・協働を図り、包括的な支援の取り組みを進めてまいりたい。

あわせて、この目的に適う、日本財団みらいの福祉施設プロジェクト2021の事業助成金募集を活用し、昨年10月11日、デイサービスセンター胡麻の郷の新設計画事業に関する助成金申請書一式を提出した。しかしながら、選出される事業所の件数は10件で、472件の申請があり、採択の結果本法人は選出から外れた。この事業は、今年度も継続事業であることから、さらに施設全体の総合整備計画を再考し取り組んでまいりたい。

一方、新型コロナウイルスなどの感染症や火災・自然災害の対応について、これまでに講じてきた感染症対策と事業継続計画を重点に置き、火災・自然災害に備えた事業継続計画の策定と、現行の防火・防災計画の見直し・強化を図り、感染症や災害に強い施設づくりの取り組みを進めてまいりたい。

今年度は、本法人理念の下、より一層地域や関係機関との信頼関係を深め相互の連携と協働を推進し、財務調整や老朽設備の更新・修繕・購入の合理化と経費節約や業務の効率化を図り、安定した法人運営に努め社会に貢献できる法人としての発展を目指すため、令和4年度は以下の事

業計画により法人運営にあたる。

(事業計画)

(1) 運営基盤の安定強化について

- ア 感染状況によっては、利用率や定員充足の低下などの影響が懸念されるが、これまでの感染症対策業務を踏まえ、状況に応じた対応を講じ、地域高齢者福祉の推進と利用稼働率の向上に努める。
- イ 本法人監事と監査法人のご指導と助言を仰ぎ、運営基盤・財務管理の強化や運営の合理化・効率化などの改善を図り、安定した法人運営に努める。
- ウ 定例運営戦略会議を開催し、各施設の運営状況や課題と問題を把握し、必要な対策の検討と方針を定め法人運営の向上に努める。

(2) 人材確保と育成強化について

- ア 求人チラシの新聞折込、法人ホームページの運用、職員からの紹介や高等学校、専門学校等に出向いた求人開拓などの求人活動に積極的に取り組む。
- イ 年間計画にもとづく施設内研修の充実と資格取得、スキルアップ・キャリアパス支援を図り、職員の定着や新採職員の育成に努める。
- ウ ご利用者様の立場、視点に立って援助観を決定できるよう、職員の資質向上と技量の育成に努める。

(3) サービスの質の向上について

- ア ご利用者様やご家族様の意見や要望を把握し、ご利用者様が安心・安全・快適な生活環境をつくるため、定期的に満足度調査を実施する。
- イ 介護の方向性を決め個々に応じた介護マニュアルのケアプランに基づき、ご利用者様に適切なサービスの提供に努める。
- ウ 定期的に各部署別、課題別、対象別委員会を開き、部署の現状や問題点などを話し合い業務の改善に努める。

(4) 働きやすい職場環境の整備について

- ア 社会福祉法人長生園理念浸透サーベイの取り組みに合わせて、組織の戦略的目標達成の技術を習得することを目的に、管理職のセミナー研修事業への参加を推進する。
- イ 定例衛生委員会を開催し、産業医辰巳院長の医学に関する専門的な立場から、職員が健康で安全・安心・快適な職場で業務が行えるよう、メンタルヘルス・ストレス診断や医療に関する適切なお指導と助言を仰ぎ、職場環境の改善に努める。
- ウ 定例労働時間管理委員会を開催し、田村特定社会保険労務士の労務管理全般に関する専門的な立場から、人事労務管理、労働安全衛生、労働問題、賃金制度、人事考課、労働問題やハラスメント防止に関するお指導・助言を仰ぎ、職員の労働意欲の向上と職員処遇の改善に努める。
- エ 雇用管理責任者に職員からの雇用に関する相談や対応などを受け入れ、雇用管理の改善や周期的に所属部長による個人面談を実施し、個人の成長支援と信頼関係を高め、職員が定着できる働きやすい職場改善に取り組む。

(5) 感染症や災害の対応力強化について

感染症や自然災害が発生した場合に、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築研

修の実施等に加え、地域と連携した防災・防災訓練など内部で検討を重ね計画を進める。

(6) 施設設備の改善等について

施設管理課の日常点検や施設管理委託業者の定期点検を通じ、老朽化設備機器などの更新・修繕・購入を長期的視点に立って計画的・合理的な整備に努める。

2) 各施設

養護老人ホーム長生園

(基本方針)

ご利用様は住み慣れた環境のもと自らの思いと相反し、経済的困窮、生活環境、独居、高齢者虐待、家族間の問題等さまざまな事由により、居宅生活や養護が困難となり措置機関が開催する入所判定審査を経て入所されており、長生園の理念である「和み・尊厳・安心」に基づき、個々の人格、人心を尊重し心身に即した処遇を行う。また、身体機能低下により介護を必要とすご利用様には、身体状況に応じて特定施設入居者生活介護（介護保険外部サービス利用型）を組み込み、施設機能を最大限に活用する。日々、生活に対する要望やサービスの要望が多様化・複雑化する課題を適確に分析し、日常支援及び生涯支援すると共に自立心の維持・向上を図り、安定した施設生活が送れるように支援を行う。

(事業計画)

(1) 積極的な受入れと定員確保に努める。

ア 最近増加している高齢者虐待、生活困窮者、居住場所からの退去要求など緊急入所を必要とする高齢者を、契約入所事業も活用し幅広く積極的に受入れる。

イ 関係措置機関との関係性の維持と連携を密にし、定員確保に努める。

(2) 要支援・要介護状態になっても、養護特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）の利用や、長生園診療所との連携を図り、適正な介護・医療を受けながら長期的に養護生活が維持、継続出来るよう調整を図る。

(3) 老人保護措置費支弁基準額階級区分の維持、及び老人保護措置費算定による各種加算の継続・取得に努める。

(4) ご利用者様個々に、人間としての誇りを失わず自立した生活を営むことを重点とし、きめ細やかな処遇やサービス提供の支援計画を立案する。

ア 計画作成にあたりご利用様の健康管理、栄養管理、身体機能維持など、各専門職の意見が得られるようサービス担当者会議の調整を図り、ご利用様の状態を的確に把握し、これまでの生活習慣も考慮した自立支援計画を作成する。

イ 心身の状況や生活状況を十分に把握し、個別ニーズや尊厳を支える自立支援計画を作成する。計画作成後、定期的に進捗状況を確認し、個別サービス提供の修正を図っていく。

（一般ご利用様は年1回、特定施設サービスご利用様は、6ヵ月に1回の基準で見直しを行う。但し状態に変化が生じた場合は随時行う。）

(5) ご利用者様の自主性を尊重し、施設生活がより活性化する企画・計画を立てる。

ア ご利用者様の意向を取り入れた季節のおやつを提供を企画し、楽しみの場を提供する。

イ 季節行事を随時計画し、ご利用様のお気分転換を図る。また感染症に十分に留意し予防策を徹底したうえで、要望の多い外食会やドライブ・買い物など外出を企画し、日頃の

欲求不満の解消を図る。

- ウ 各クラブ活動、サークル活動がマンネリ化しないよう参加者の意見を取り入れながら、内容を工夫し、誰もが参加しやすい環境を整える。
 - エ 施設内の軽作業などの役割を持つ事で各自の役割を築き、責任感や必要性を感じ、ご利用者様相互で助け合いながら生き甲斐の場を提供する。
 - オ 近隣の各団体と連携を行い、地域で行われる行事や催しの情報を収集し、感染症に留意しながらできるかぎり地域との交流が図れるように取り組む。
 - カ より良い生活環境作りの基盤とするため、生活に対する希望や要望の声が聞けるよう、利用者会（毎月1回）、利用者アンケート（年1回）を継続する。また、生活状況を家族にも伝えられるよう、広報誌の発行（年2回）も継続していく。
- (6) ご利用者様の健康・体調管理のため、血圧・体重測定（毎月1回）、身長測定（3ヶ月1回）を実施し、個人の体調把握に努める。
- (7) プライバシー保護（個人情報保護）、人権擁護・虐待防止、感染症対策、事故防止対策、防火・防災対策など安心した生活が送れる環境整備や安全管理予防に努める。
- ア 社会福祉法人長生園の各種委員会が開催する施設内研修や勉強会に積極的に参加し、基礎知識の再確認を行いつつ、最新の知識を身につける。また、職員会議で情報を共有し、理解を深めることで、統一した正しい対処方法や処置を講じ、安全対策を図る。
 - イ 発生時・緊急時における初期対応、初期行動など、具体的な行動に結びつく教育・訓練を定期的実施する。

(中長期計画)

(1) 利用者本位の支援の実施

ご利用者様の高齢化（加齢）・重介護化が進み、運動機能低下を含め課題があるご利用者様が増加。このため、生活自立度も個人差が大きく、ますます個々の状況に沿った個別支援が必要となっている。施設機能や福祉用具を活用しながらご利用者様支援の質の向上を目指し、合理的で客観性のある個別支援計画を実行すると共に、よりご利用者様に寄り添った関わりと事業運営に努力する。

(2) 地域社会に貢献できる施設作り

地域社会との良好な関係作りの為、地域交流ができる事業展開を行い、親近感や信頼される施設を目指す。また、各地域の関係機関団体と意思疎通を蜜にし、契約入所事業の活用や総合福祉施設の機能を活かし、幅広く地域ニーズに対応できる関係性や体制の構築に努める。

(3) 人材育成の推進

ご利用者様に満足度の高い支援を提供する専門性と、信頼性の高い施設運営を推進するため、職員の階級や能力に応じた外部研修を選定し、職務意欲の向上とキャリアアップを目的とし、5年間で全職員の外部研修の参加を目指す。

(4) 第三者評価事業の受診

日常支援やサービスが低下しないよう年1回の自主点検を行いながら、3年に一度の福祉サービス第三者評価事業を継続して受診し、事業内の自立支援サービスの見直しや改善を図り、さらなる質の向上を目指す。

特別養護老人ホーム長生園

(基本方針)

身体的・精神的な障害により常時介護を必要とするご利用者様が「終の棲家」としてやむを得なく入所された、そのご利用者様本位の視点に立ち、入所前の生活状況や環境を踏まえ、法人の理念である「和み・尊厳・安心」に基づき、個々の意思や人格を尊重し、可能な限り在宅復帰できることを念頭に、その人が有する機能維持・活用による自立と生活の質の向上を目的とした総合ケアとして施設サービス計画を立案し、介護サービスを提供しながら安定した施設生活を送れるよう支援を行う。

(事業計画)

(1) ご利用者様の個々の状況・状態に応じた施設サービス計画（P D C Aサイクルを活用）。

- ア 日常生活実態を把握し、ご利用者様・ご家族様の意見や要望を中心に各専門職の意見等をサービス担当者会議にて集約させ、個々の身体機能が活用出来る施設サービス計画を立案し、介護サービスを提供する。
- イ 実施している介護サービス提供が適正に行われているか、6ヶ月に1回のモニタリングと年1回の見直しを実施する。
- ウ ご利用者様の身体状況に変化が生じた場合は、随時サービス担当者会議を開催し施設サービス計画の変更を行う。

(2) 多職種と連携・協働にて身体機能維持

- ア 月1回の体重・血圧測定を実施。また必要に応じて採血を行い、個人のデータを収集する。それを基に体調管理や栄養管理に努め、ご利用者様に必要な対応を講じる。
- イ 日頃からご利用者様の急変観察に努め、異常が認められる場合は各部署と連携を図り、当園の長生園診療所や協力医療機関への受診を行う。

(3) 安心できる生活環境を整備

- ア 特に新型コロナウイルス感染予防を重点とし、常時職員はマスク・ゴーグル着用を義務付け、その他感染症含め当法人マニュアルに従い、共用部の机や椅子・手すり・トイレなどあらゆる物品の消毒を1日3回以上実施。ご利用者様も必ず食事前には手指消毒にて予防を強化する。
- イ 新型コロナウイルス感染急拡大におけるBCP（事業継続計画）に基づき、必要な対策や対応を行う。
- ウ 感染症予防対策・事故防止・身体拘束及び高齢者虐待の委員を各階で選出、フロア単位で月1回の委員会を開催し、進行状況の確認や事故検証を行い、統一した安全環境を整える。また、特養部全体会議も定期（3ヶ月1回、半年1回を目安）で開催する。
- エ 防火・防災、災害等に対する意識を高めるため、年2回以上実施される消防訓練に参加し、緊急時に行動できるよう身に付ける。
- オ ご利用者様の楽しみ、リフレッシュできる余暇活動、行事などの企画を2ヶ月1回、実施する。
- カ 広報誌の発行（年2回）、満足度調査（年1回）を行い、ご利用者様・ご家族様から施設生活に対する要望や不満などを情報収集し、今後の改善課題とする。

(4) 職員の資質向上・人材育成

- ア コロナ禍により施設外研修が厳しいため、法人内研修を増やし1人でも多くの介護職員が参加できるよう努める。
- イ 体制加算対象となる総介護職員の60%以上の介護福祉士を維持・確保するため、資格習得を啓発し、希望者に対して資格習得支援、助言、受講しやすい環境を整える。
- ウ 各職員、各部署が気軽に連携が図れるよう、明るい雰囲気により良い職場環境をつくる。
- エ 役職にふさわしい能力が身に付けられるよう勉強会を開催。各役職内容を深めた上で、役割を果たし個々のスキルアップを目指す。

(5) 短期入所生活介護（ショートステイ）

- ア 75%以上の稼働率を目指し、各部署連携のもと円滑な受入れを行う。
- イ 在宅介護されているご家族様の急病や虐待等、緊急対応を要する高齢者に対し、関係する行政機関や担当の介護支援専門員と調整を図り迅速な受入れを行う。

(6) 和みある看取り介護

- ア ご利用者様、ご家族様が安心できる最期、納得できる最期を迎えるため介護職員による寄添う実践的サポート、看護職員による医療的サポートを行うため、看取り研修会を年1回以上開催する。また、施設外研修にも積極的に参加する。
- イ 終末を迎える看取りに対し、生前中にご利用者様からの主訴、ご家族様の不安な思いを傾聴し、ご利用者様を尊敬・尊重した和みある環境と安心される介護を提供する。また、残されるご家族様と共同で悔いが残らないよう随時調整を図り、満足できる看取りを行う。

(中長期計画)

(1) 人材確保

- ア 職員希望者、採用者が減少傾向であり人材確保が難しくなっている。今後、福祉分野のある学校への求人を含め、就職希望者が求めるものをあらゆる角度から分析を行い、人材確保に努力する。
- イ 介護職員と看護職員で3対1の配置基準となっているが、5年後（令和8年）に介護職員のみで3対1の配置（常勤換算数96.7）を目指す。

(2) 各種加算の継続

- ア 介護老人福祉施設における各種（体制・発生）加算継続と新たな加算取得に努力する。
- イ 無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけにより、現在在職中の職員、パート職員16名を3年後（令和6年）までに受講を完了する。

(3) 地域福祉の推進

- ア 多くの自然災害が発生しており、万が一の災害に備え緊急対応が必要とされる要介護者を南丹市の依頼に基づき、各関係機関との連携を密に当園の空床を利用し可能な限り受入れを行う。
- イ 周辺地域のニーズを調査し、地域が求める事業交流・展開を考え、より良い関係性や信頼される施設を目指す。

ケアハウス長生園

(基本方針)

法人の理念である「高齢者が和みの中で尊厳をもって安心して生活ができるよう支援する」ことを基本とし、施設のもつ住宅機能、安心機能、福祉機能を活かし、ご利用者様が明るく心豊かな日々を一日でも長く送っていただけるよう援助を行う。

(事業計画)

1) ご利用者様の日常生活に対する取組み

- ・ご利用者様の要望・意向に添ったサービスの提供をめざし、相談員を中心に個別援助計画の作成と見直しを行い、サービスの提供に努める。
- ・月一回バイタルチェックを実施し健康管理に努める。
- ・基礎体力の向上を図ることを目的とした「朝の体操」「ヨガ体操」を継続して実施する。また、新型コロナウイルス感染症に関する地域の状況を確認しながら、季節ごとの行事や外出レクリエーション等の行事にも参加を呼びかける。
- ・娯楽スペースを利用し、サークル活動や映画鑑賞会（月1回）を継続させていく。
- ・地域交流の場となる社会資源の情報を伝え、自由な中にも安全で安心した生活が送れるように援助を行う。
- ・要支援、要介護認定を受けているご利用者様に対しては、訪問介護や通所介護等の介護保険制度を利用し、自立に向けた支援を行う。
- ・共有スペース及び居室の衛生管理と設備の保守点検を充実し、安心の提供に努める。

2) 職員の取組み

- ・相談員を中心に、個別援助計画の作成と見直しを実施し、ご利用者様の要望、意向に沿ったサービスの提供と実施状況の把握を行い、必要なサービスの提供を行う。
- ・職員一人ひとりが目標を設定し、業務に取り組む。
- ・ケアハウス担当者・訪問介護員との連絡ノートを作成し、情報の提供を日常的に行い、個々のご利用者様に沿った援助を心掛ける。
- ・研修会への参加や専門的知識の向上に努め、情報や知識を広く業務に活用し、全体的な業務の改善やサービスの質の向上に向け、取り組みを行う。

3) 感染症予防対策について

- ・感染予防（新型コロナウイルス感染症対策含む）として、「手洗い・うがい・手指消毒・マスクの着用」を必須の基本とし呼びかけを行う。食堂テーブルの消毒を毎食後に実施、また、共用部の机や椅子、手摺り等の消毒を一日1回以上実施する。
- ・新型コロナウイルス感染急拡大におけるBCP（事業継続計画）に基づき、必要な対策や対応を行う。

(中長期計画)

- 1) ご利用者様満足度調査（年2回）を実施、調査の結果を集計し利点・改善点を見出し、安心した生活が送れるよう援助を行う。
- 2) 自立した生活を継続して送って頂けるように、外出援助や買い物などの支援及び代行を行い、ご利用者様のニーズに合った取り組みを行う。

- 3) 入居5年を経過したご利用者様については、ご本人様・ご家族様との面談を行い、できる限り長く住み慣れた環境の下で、ご家族様の協力や訪問介護の利用を得ながら、自立した生活が継続できるように援助を行う。
- 4) 基本理念の周知徹底と、常に質の向上を目指した取り組みを行うため、自己評価シートを活用する。
- 5) 身体能力の低下により、要支援から要介護認定へと移行されるご利用者様については、他の福祉サービス（訪問介護・通所介護・短期入所・特養への入所等）について正しい情報の提供を行う。
- 6) 職員一人ひとりが資質の向上を目指し、資格取得にむけて努力するとともに外部研修への参加も促し、責任と信頼のおける人材の育成を図る。
- 7) 各種マニュアルについての周知徹底と、法人の規程・規則の理解及び関係法令の理解に努める。
- 8) 福祉事務所、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所等と連絡を密にし、定員（50名）の確保に努め運営の安定を図り、満室に向けて取り組む。

あんしんサポートハウス光華苑

（基本方針）

老人福祉法の理念に基づき、本法人の基本理念である「和み」「尊厳」「安心」を基本とし、居宅であることをふまえて、ご利用者様の人権や意向を尊重し、相談、助言、健康の保持増進を図る。趣味、いきがい活動への援助等のサービスを行い、ご利用者様の有する能力に応じた日常生活を営むこと、一人ひとりが明るく心豊かに自立した生活ができるよう支援する。

（事業計画）

- (1) ご利用者様の自主性を尊重した日常生活に対する支援
 - ア 運営懇談会、給食懇談会、年1回満足度調査を実施、日々、ご利用者様の要望・意向を把握し、より良い生活環境の提供となるよう努める。
 - イ 居室内にこもりがちにならないよう、朝のラジオ体操の参加への声かけ、ご利用者様の自主性を尊重しつつ活気ある生活ができるように毎日のレクリエーションの充実を図る。
 - ウ 季節を体感できるよう季節に応じた物を制作、施設内の行事を計画に基づいて実行、周辺の感染症流行状況を確認しつつ外出レクリエーションを可能な範囲で立案し実行する。
 - エ 健康観察のための月1回のバイタルチェック体重測定継続、定時及び随時に居室訪問を行い、日常生活状況・健康状態を観察、異常の早期発見に努め身元引受人・医療機関と連携し速やかに対応する。
- (2) 感染症・事故防止・防火・防災対策について
 - ア 従来の感染症予防対策と共に、新型コロナウイルスに関する情報を収集し、感染予防対策を徹底して実行する。ご利用者様に対し、手洗い・うがい・会話時のマスク着用・地域の実情に応じて外出制限等の感染症対策を繰り返し伝え理解と協力を得る。
 - イ 各居室に於いて、ご利用者様の同意の上、定期点検を実施、衛生管理（水周り・トイレ・冷蔵庫内等の食品の賞味期限のチェック等）、コンセント・電気器具等の確認、居室内環境のアドバイスをを行い、感染症・事故予防に努める。

ウ 年2回、消防署・法人連携、協力体制の下、防火・防災・避難訓練を実施し、職員・ご利用者様共に防災意識を高める。

(3) 職員の取り組み

ア ケアマネージャー・介護支援事業所・光華苑職員間の情報交換を密に行い、個別援助計画の充実を図り適切な援助が行えるよう努める。

イ 法人主催の施設内研修に参加し、職員会議で情報を共有し、理解を深め、質の向上を図る。

ウ 光華苑新聞を年2回発行し、ご利用者様の日常が伝えられるようにご家族様にも送付する。

(中長期計画)

(1) ご利用者様主体の生活への支援

多数のご利用者様が要支援・要介護認定を受け、生活の自立度の格差も大きく、介護サービスを利用しつつ出来る限り自立した生活が継続できるように支援する。

(2) 安定運営のための取り組み

ア 各関係機関と連携をとり地域の福祉ニーズの把握・情報の収集を行い、速やかに満室に繋げ、安定運営ができるよう努める。

イ ご利用者様に理解と協力を得つつ、快適な生活を損なわない範囲で、節電や節水に努める。経費の精査を行い無駄のない健全な運用に努める。

(3) 地域社会に貢献できる開かれた施設作り

各地域の関係団体と意思疎通を行いより良い関係性や、信頼される施設作りを目指す。

グループホーム幸せの里

(基本方針)

本法人の基本理念である、『和み』『尊厳』『安心』を念頭に、介護保険法に基づき、要介護者であって認知症状態にある者に対して、家庭的で落ち着いた環境の中で生活を送りながら認知症の進行を穏やかにし、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう適切なケアを行う。

(事業計画)

(1) 各ユニットの連携を大切に、日常のご利用者様・職員間交流・緊急時への対応強化を図る。

ア 職員間の情報共有の為、定時の会議以外に、昼食後に情報交換を行い、報告・連絡・相談のもと、緊急時についても対応出来る体制作りを構築していく。

イ 入居者間の交流を深める事で、個別・集団行動を行う事で、日常とは違う雰囲気を感じて頂き認知症進行予防を図る。

ウ 法人内各施設との連携を図り、施設間の異動が円滑に行われるように努める。

エ 当ホームが目指す『働楽職場』を掲げ、ご利用者様・職員間の良好な関係作りに取り組む。

(2) サービスの質の向上並びに、職員のスキルアップに向けた取り組みを行う

ア 毎月の業務会議においてスキルアップのため、自主的及び定期的な研修を開催し、より良いケアが提供できる体制を整え、ご利用者様の接遇向上並びに、職員の意識改革を行う。

イ ご利用者様が不安や戸惑いを感じることなく、又職員は働きやすい職場環境・働き甲斐のある職場を目指し、互いに尊重できる職場風土を構築する。

ウ 広報である『幸せの里だより』を4ヶ月に1回発行、ご家族様への満足度調査、ご利用者様へのアンケートを年に1回実施し、ご利用者様の思いや要望、ニーズの引き出し、又はご家族の想いに応えられ、可能な限り情報収集・現状把握のうえ情報発信を行う。

(3) 健康管理への取り組み

ア 介護職員はご利用者様の日常の観察や身体状況の把握、必要に応じてバイタル測定を行い異常の早期発見・適切な対応に努め、感染症予防対策を常時行い啓発する。

イ 法人内診療所、協力医療機関と連携・各専門職との協働のもとに、必要とされる医療の適切かつ迅速な提供を行う。

(4) 地域社会との交流を図り日常生活の活性化に繋げる

ア 「踊り教室」の慰問(月1回以上)をはじめ、フラワーアレンジメント(2ヶ月に1回)・地域行事への参加を継続し、新たに地域の様々な社会資源である慰問やボランティアの受け入れを増やす。

イ 社会資源を有効に活用し、社会参加への足掛かりとなる取り組みを実施する。

(中長期の目標)

地域密着型施設が果たす役割として、認知症介護の拠点となるよう以下の項目に着手し、地域との相互関係を築く。

- ・ 地域のイベントや近隣の喫茶店等に出向き社会参加を促進する。
- ・ 地域の住民や認知症介護家族等が気軽に立ち寄れる環境を作る。
- ・ 近隣施設や他のグループホームとの交流や情報交換を行う。

デイサービスセンター長生園

(基本方針)

法人の基本理念である「和み」・「尊厳」・「安心」を、多様なニーズを有する在宅の要介護高齢者やその家族に実現し、住み慣れた地域での暮らしを支援することを基本方針として令和4年度の事業・取り組みを実施する。

(重点課題)

(1) 家庭介護を支えるチームの一員としてのデイサービス

ア デイサービスはご利用者様の状態から介護状況を察知し、ケアマネージャーや地域包括支援センター、医療機関等、関係機関と連携する事で在宅介護を支援する。

イ ご家族様との連絡を密にする為連絡帳記録の充実や家族参観・懇談会等、交流と相談の機会を持ち、信頼関係の構築に努める。

ウ 日曜日の利用、家族送迎での延長利用も含め、突発的な利用にも可能な限り柔軟に対応する。

(2) 地域との交流活性化・生活意識の向上

ア 地域の行事参加や外出行事などの生活リハビリや、慰問・ボランティアの受け入れを積極的に行い、ご利用者様が地域とつながり社会性を保てるようなサービスを提供する。

(3) サービスの質やサービス提供体制を担保する取り組み

ア 事故防止・身体拘束廃止・感染症予防等について各担当委員を定め、毎月の業務会議で

状況を報告・検討する。

- イ 定期的なケアカンファレンスを通じた他職種協働による個別通所介護計画の策定や、接遇、介護技術等に関する内外の研修に参加することでサービスの質の向上を図る。
- ウ サービス担当者会議やご利用者様（ご家族様）満足度調査、受け付けた苦情などから要望を把握し、サービスの改善に努める。今年度も調査を実施し、広報誌の発行によって情報を公開する。
- エ 南丹市地域ケア会議、なんたん通所サービス部会などに参加し地域のニーズや運営に係る情報を得て、事業所としてのスキルアップを図る。
- オ 介護報酬の改定に準じて安定した運営を行うため、必要な職種と人材の確保に努める。

(4) ご利用者様が主体的に活動できるサービスの展開（中・長期計画）

「個別リハビリ」「選べるレク」を発展させ、ヨガ教室やサークル活動を実施し、ご利用者様の楽しみや生きがいとなるサービスを提供することで、預り機能だけでなくご利用者様の生きがい、社会的孤立感の解消に繋がるサービスを提供する。

長生園第2デイサービスセンター

（基本方針）

法人の基本理念である「和み」・「尊厳」・「安心」を、多様なニーズを有する在宅の要介護高齢者やその家族に実現し、住み慣れた地域での暮らしを支援することを基本方針として令和4年度の事業・取り組みを実施する。

（重点課題）

(1) 家庭介護を支えるチームの一員としてのデイサービス

- ア デイサービスはご利用者様の状態から介護状況を察知し、ケアマネージャーや地域包括支援センター、医療機関等、関係機関と連携する事で在宅介護を支援する。
- イ 連絡帳記録などを利用しご家族様との情報交換に努めると共に、信頼関係の構築を図る。
- ウ 日曜日の利用、家族送迎での延長利用も含め、突発的な利用にも可能な限り柔軟に対応する。

(2) 地域との交流活性化・生活意識の向上

- ア サークル室を日常的な交流の場として活用する。
- イ ヨガ教室やサークル活動を実施し、生活リハビリの一環とすると共に、ご利用者様の楽しみや生きがいとなるサービスを提供する。
- ウ 夏祭りや避難訓練を地域の行事の一つとして、ご利用者様・地域住民と協働する。
- エ 第2デイ広報誌「にじいろ通信」を定期発刊し地域住民にも運営状況を広報する。

(3) サービスの質を向上させる取り組み

- ア 毎月業務会議を開催し、状況を報告・検討する。また適宜ケアカンファレンスを行い、他職種協働による個別通所介護計画を策定する。
- イ 内外の研修に積極的に参加することで介護技術等、サービスの質の向上を図る。また、南丹市地域ケア会議、なんたん通所サービス部会などに参加し地域のニーズや運営に係る情報を得て、事業所としてのスキルアップを図る。
- ウ 介護報酬の改定に準じて安定した運営を行うため、必要な職種と人材の確保に努める。
- エ 「満足度調査」を実施しご利用者様とご家族様からのニーズの把握とサービスの向上に活かす。

オ 第三者評価で受けたアドバイスをサービスの向上に活かす。

(4) 地域住民が参加するデイサービス（中・長期計画）

第2デイサービスの特色である喫茶室を「地域の喫茶店」として開店し、住民が運営できるように関係機関と整備・調整を進める。

ヘルパーステーション長生園

(基本方針)

法人の基本理念である「和み、尊厳、安心」や、ホームヘルパーの倫理綱領に基づき、安心して心豊かに暮らしたいというご利用者様の願いに応えられるようヘルパーステーション開設以来事業を推進してきた。今後ともご利用者様の自立支援を行うことを基本理念として、ご利用者様の心身の状態や能力に応じた日常生活が送れるよう、サービスを提供する。

(事業計画)

(1) 援助の改善・向上

ア ご利用者様満足度調査を実施、調査の結果を集計し、利点・改善点を見出し事業所内の会議において話し合い、サービスの提供に繋げていく。

イ 居宅介護支援事業所・ケアハウス・ヘルパーステーションの連携を図るため、連絡ノートを使用し、日常的に情報の提供を行い、自立支援にむけたサービスの提供に努める。

(2) 援助体制の充実

ア サービス提供責任者の業務を支援できる運営体制も整う中で、ご利用者様の変動にも柔軟な対応ができるよう、より一層職員の連携を強化していく。

イ 訪問介護員により、サービスの内容が変わらないよう常に手順書を確認し、訪問終了後問題点があれば記録し検討会を持つ。

(中長期計画)

(1) 訪問介護計画書をもとに、ご利用者様が自立した生活が送れるよう、最善の援助を提供するとともに、サービス計画について定期的な見直しを実施する。

(2) 自己評価シートにより訪問介護員としてのマナーを身につけ、質の向上にむけて取り組む。

(3) 常にご利用者様のニーズに対応できるよう、責任と信頼のおける人材の育成を図る。

(4) 自立度の低下するご利用者様に対し、支援の為に必要な知識や技術を習得し、外部または内部研修に積極的に参加し、職員の資質向上に努める。

(5) 月一回事業所内での研修を実施する。

(単年度計画)

(1) ご利用者様が希望される生活の実現にむけて、計画・目標をたて、自立支援にむけたサービスの提供に努める。

(2) 月1回、事業所内の会議を行い、計画に沿った内容で援助が実施されているか確認し、見直しや改善についても話し合う。

(3) 訪問時には「手洗い・うがい・手指消毒・マスク・ゴーグル着用」を徹底し、かつご利用者様の体調確認（検温など）を行い、感染症予防対策に努める。

- (4) 新型コロナウイルス感染急拡大における BCP（事業継続計画）に基づき、必要な対策や対応を行う。

社会福祉法人長生園診療所

(基本方針)

社会福祉法人長生園診療所は医療処遇の必要不可欠な拠点として、施設入所高齢者を中心としたご利用者様の心身の安定のため、医療面からの支援を行ってきた。令和4年度においても当法人の基本方針を踏まえ、保健指導や疾病予防、新型コロナウイルス感染症対策に取り組み、重症老人や虚弱老人の方々の生活を支え、ご利用者様に効率的かつ質の高い医療が提供されるよう努めていくため、次のように事業を実施する。

(事業計画)

- ア ご利用者様により良い医療・看護・介護サービスが提供できるよう、ご家族様の意向を積極的に把握することに努める。
- イ 施設内の感染症予防に積極的に取り組むと共に、発症者の重篤化を防ぐため、個別にきめ細やかな治療・看護・介護に努める。
- ウ 新型コロナウイルス対策として、オゾン発生装置の設置、簡易陰圧室の増床、職員については、マスク、アイシールドの着用の義務化など新型コロナウイルス対策に取り組む。
万一に備えてリハビリ室の整備を完了し、専属スタッフの選任を行い感染症予防対策を強化して、非常時に備える。協力医療機関である京都中部総合医療センターと連携をはかり、適切な対応ができる体制を整える。
- エ 介護現場職員との連携を一層密にし、食事、排泄、睡眠等利用者個々の状況を把握し、健康管理の質を高めるとともに、個別の支援方針に反映させるため、健康状態の共有化を図る。また、日常の生活や健康上の悩み等の話を聞き、意欲を高め心身の安定が図れるよう相談活動に努める。
- オ 医療管理者の指導の下に慢性疾患の悪化予防と適宜保健指導に当たるとともに、ご利用者の疾病の早期発見・治療に努める。また、高齢者に多い脱水・尿路感染症・肺炎・排便障害等の予防に努める。通入院については、協力病院と十分な連携を保ち個別援助を行う。
- カ 内科・整形外科・精神科・皮膚科・緩和医療の医師を配置した現体制の確保を図るとともに、ご利用者様の診察治療や入退院、リハビリテーション等の継続的で適切な医療が提供されるよう協力病院（京都中部総合医療センター・西田医院・もみじヶ丘病院・清仁会シミズ病院・長岡ヘルスケアセンター・嶋村歯科診療所及び大町歯科医院・京丹波町病院）にも御協力いただき連携体制をより一層強化する。
- キ 協力医療病院である京都中部総合医療センターより褥瘡指導認定看護師の派遣をいただき、医療管理者を中心に、看護師・介護士が知識を身に付け褥瘡の予防・悪化の防止に努める。
- ク 協力病院である嶋村歯科診療所との連携を密にし、移動が困難なご利用者様の歯科治療をさらに積極的に進め、また、京都中部総合医療センターの指導による口腔ケアの充実を目指す。
- ケ ご利用者様の重篤化に対応し、看護の過大負荷を防ぐため、引き続き看護師の人員の安定確保に努める。

- コ 終末期のご利用者様に対し適切な緩和医療・緩和ケアを行い、年2回の園内での看取り研修を行い知識を深め、より良い看取りができよう体制を整える。
ご家族様とご利用者様の意向をふまえ、スタッフ全員で、その人らしい終末が迎えられる様に援助を行う。
- サ 使用年数の経過した医療機器等の更新をはじめ、必要な新たな機器の充実など設備機器の充実が計画的に行えるよう対応する。

長生園居宅介護支援事業所

(基本方針)

長生園居宅介護支援事業所は、法人の基本理念及び介護保険法の趣旨に従い、公正中立の立場からご利用者様とご家族様が安心して、住み慣れた自宅で日常生活を営むことができるよう配慮して支援する。

(事業計画)

(1) 認定調査の協力

各自治体の認定調査の業務委託契約を継続し、依頼に応じて認定調査を実施していく。

(2) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントへの協力

各地域包括支援センターからの業務委託を受け、事業対象者・要支援認定者の介護予防プランの作成を行う。

(3) 医療機関との連携

ア ご利用者様が入院された場合は速やかに医療機関に情報提供を行い、入院時より連携を図っていく。

イ 退院後スムーズに在宅生活に移行できるよう、退院前カンファレンスに積極的に参加し、情報収集を行う。

ウ 法令に従い、ご利用者様が医療系サービスを希望する場合は、ご利用者様の同意を得て主治医に意見を求め、計画を作成した場合には主治医に対してケアプランを交付する。

(4) ご利用者様のニーズに応じたケアマネジメントの実施

ア 計画作成にあたっては、課題分析を踏まえ、ご利用者様のニーズに応じたサービスを提案し、ケアプランを作成する。ケアマネジメント開始時には、ケアマネジメントの公正中立の観点から前6か月間にケアプランに位置付けたサービスの割合、またそのサービスごとの同一事業者への紹介率について、ご利用者様・ご家族様に十分説明を行う。

イ 居宅訪問やサービス担当者会議等ケアマネジメントの一連の業務においては、新型コロナウイルス感染防止対策に十分配慮し、国通知や南丹市への確認を行いながら、柔軟に対応していく。

(中長期計画)

(1) 地域拠点となる居宅介護支援事業所の開設

南丹市の高齢化地区である埴生、胡麻地区に居宅介護支援事業所を設置し、広く南丹市の地域に密着した在宅介護支援を目指す。

栄養調理課事業計画

(基本方針)

日常の食事から季節を感じていただけるような食材を使用した献立作りを心がけ、園内行事においてはいつもと違う雰囲気から楽しみを持っていただけるよう取り組む。食事から健康に、穏やかに過ごしていただけるよう多職種と連携し環境整備を図る。

(事業計画)

- (1) 施設管理栄養士を中心に月初めに給食検討委員会を行い、各部署・フロアの代表が給食委員を担い、調理職員（調理担当と配膳担当がそれぞれ出席）と連携強化を図る。また、栄養調理課からの取り組みや課題点をそれぞれの部署で意見を求める。献立の充実を図るにあたり、新しい献立については試食をするなど広く意見を求める。
- (2) ケアハウスの入居者と3ヶ月ないし4ヶ月に1回調理職員との意見交換会を開き食事に対する思いをより多く聞ける場を設け献立作りに活かしていく。給食アンケートを取り食事の満足度についても把握していく。
- (3) 栄養ケアマネジメントについて日々研鑽しながら改善した点や新たな課題をサービス担当者会議で評価し、状態の変化について多職種と検討し栄養面からサポートを図る。一人一人の食事に対する思いや要望、体調面に配慮し対応を図る。
- (4) 入院された方に対して退院時によりよい環境で受け入れが出来るよう、協力医療機関（京都中部総合医療センター）の担当栄養士と連携を図る。南丹保健所管内において病院・施設間栄養管理連携の手引き（栄養情報提供書等）を継続して活用し栄養ケアの履歴を移動先に伝える事で安心・安全な支援につなげる。今年度も南丹保健所管内栄養士とも連携を図り、在宅支援についての取り組みに協力していく。
- (5) 調理職員の知識、技術の向上を図るために、調理職員も厨房内や施設内での研修に出席し自己研鑽を図る。給食委員会や意見交換会で得られた事柄をどうしたら業務や献立に反映できるか日々検討を図る。新たな感染症対策についても理解を深め感染予防に努める。
- (6) 安全に給食業務が遂行できるよう給食棟の環境整備を行う。災害時等に必要な備蓄の管理を行いより適した物品に更新し備える。非常事態には栄養・食支援マニュアルに基づき多職種で連携を図る。